

国立大学法人小樽商科大学学長特別補佐連絡会議要項

(平成29年4月14日 学長裁定)

(設置)

第1条 国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）に、小樽商科大学学長特別補佐連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 連絡会議は、学長、理事、副学長及び学長特別補佐が相互に連携することにより、本学における企画・立案の重要な事項及び本学運営の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 学長特別補佐の業務に関する事項
- (2) その他学長が指定する事項

(組織)

第4条 連絡会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（総務・財務担当副学長兼務）
- (3) 理事（教育担当副学長兼務）
- (4) 副学長
- (5) 学長特別補佐
- (6) 事務局長

2 前項各号に定める者のほか、学長が必要と認めるときは他の教職員を出席させることができる。

3 連絡会議に議長を置き、学長をもって充てる。

4 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 連絡会議は、学長が必要と認めるときに開催する。

(事務)

第6条 連絡会議に関する事務は、関係各課の協力を得て、総務課が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年4月14日から施行する。